平成２１年（フ）第２４２０１号
東京都江戸川区西瑞江２丁目31―14
破産者　宇治　千尋
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２２９号
東京都国立市富士見台４丁目17―１―18―102
破産者　溝口　粂次
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２３７号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目４―10　ジュネパレス第12―205
破産者　上向井建治
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２７３号
東京都大田区中馬込１丁目８―３―203
破産者　金城　和行
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２７９号
東京都中野区弥生町２丁目31―14―403
破産者　林　　正和
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２４号
東京都足立区東保木間２丁目４―７―601
破産者　竹内　吉三
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４号
東京都荒川区東日暮里３丁目24―２
破産者　松田久美子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３号
新潟県上越市新光町３丁目14―８―B―202、開始決定時の住所新潟県上越市大字島田541―１
破産者　西片　健児
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２７号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10―53―101
破産者　腰高　幹一
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３７号
東京都練馬区東大泉３丁目７―14
破産者　アブドゥールハフィーズローンこと　ローン・アブドゥール・ハフィーズ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目12―14―201
破産者　森永浩一郎
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３号
神奈川県横浜市栄区長沼町571―２　サガミハイムA103
破産者　笹川　広佳
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９６号
東京都板橋区新河岸１丁目３―２―501
破産者　中村　　等
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１８号
東京都足立区江北１丁目33―23―1205
破産者　高橋　静子（旧姓大野）
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６６号
北海道増毛郡増毛町箸別７―１、開始決定時の住所北海道留萌市東雲町１丁目70―１
破産者　山田　彩加
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９号
新潟県新潟市中央区早川町２丁目3216
破産者　吉澤　明子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７４号
東京都江東区北砂５丁目20―18―1019
破産者　田岡　誓二
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８２号
東京都墨田区京島１丁目38―１―704
破産者　清水　豊文
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８３号
東京都墨田区京島１丁目38―１―704
破産者　清水　昌子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９００号
神奈川県横浜市南区大岡１丁目13―16―301
破産者　福村　　崇
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７１号
沖縄県沖縄市山内３丁目15―１―201
破産者　小嶋　　剛
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部